

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
松戸市稔台市民センター
- 2 指定管理者の候補者
松戸市稔台七丁目1番地の5
稔台連合町会
会長 坂 本 正 喜
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

提 案 理 由

松戸市稔台市民センターの指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって満了するため。